

行政機関等の保有する個人情報の適切かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力のある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律について

公布日 平成 28 年 5 月 27 日

施行日 公布の日から起算して 1 年 6 カ月を超えない範囲で政令で定める日

改正理由 平成 27 年 9 月 9 日に公布された個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号)による個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正に鑑み、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、国の行政機関及び独立行政法人等（以下「国の行政機関等」という。）の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人情報の定義を明確化し、要配慮個人情報の取扱いについて規定を整備するなど、所要の改正を行うため。

改正された法律

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- 2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- 3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 4 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

改正の主な概要

- 1 非識別加工情報を民間事業者に提供するための公正・透明な手続として、提案

の募集、提案の審査、契約の締結などを定め、適正な取扱いの規律として、国の行政機関等が安全確保の措置を講ずることなどを定めた。

※非識別加工情報とは 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの

2 非識別加工情報に関する仕組みの円滑な実施のため、国の行政機関等は、提案をしようとする者に対する情報の提供及び苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと等を定めた。

3 個人情報保護法の改正を踏まえ、個人情報の定義の明確化を行うとともに、要配慮個人情報を定義し、要配慮個人情報が含まれる旨を個人情報ファイル簿に記載することを定めた。

※個人情報の定義の明確化とは 個人情報の定義に特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等の個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）が含まれることとした。

※要配慮個人情報とは 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれる個人情報

その他 政府が、公布後2年以内に、個人情報取扱事業者、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が保有する個人情報が一体的に利用されることが公共の利益の増進及び豊かな国民生活の実現に特に資すると考えられる分野における個人情報の一体的な利用の促進のための措置を講ずることになっている(附則第4条)。